

## 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意思のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。(人権教育・授業研究・道徳教育・あさひ活動など)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置する。
- 3 「いじめ対策委員会」を中心として、一人の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況(友だち関係や家庭環境など)や地域の実態に応じた取り組みを展開するため、アンケートなどを活用した実態把握を行う。

## 〈いじめ対策委員会の構成員〉

### いじめ対策委員会

管理職	生活指導担当	養護教諭	SC	SSW
人権推進委員長	特別支援学級担任	各学年人権推進委員		



### 校内組織

- 各学年
- 人権教育推進委員会
- 授業研究推進委員会
- 特活部会
- 校内教育支援委員会
- 特別支援教育校内委員会



### 保護者・地域との連携

- PTA
- コミスク
- 学校運営協議会
- 朝日ヶ丘町自治会 東山町自治会
- 芦屋警察署 (23-0110) 山手中学校 (32-1122)
- 西宮少年サポートセンター (0798 - 67 - 0776)
- 西宮こども家庭センター (0798-71-4670)

※いじめ対策委員会の会議は、原則毎月実施

※いじめ問題が発生したときには、即座に「いじめ対策委員会」を招集

※ネットによるトラブルへの対応